

平成 23 年 10 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社全管協共済会
本 店 東京都中央区八重洲 2 丁目 1 番 5 号
代表者名 代表取締役社長 小花 和人
問合せ先 コンプライアンス統括部法務広報室
(電話 03 - 3272 - 3340)

単独株式移転による持株会社の設立に関するお知らせ

当社は、保険業法第 272 条の 35 第 1 項の承認を得て、単独株式移転（以下「本株式移転」と言います。）により、下記のとおり持株会社（完全親会社「株式会社全管協 S S I ホールディングス」）を設立しましたので、お知らせします。

記

1. 単独株式移転による持株会社設立の目的

(1) 背景及び目的

当社は、平成 17 年の保険業法改正により特定保険業者から移行する少額短期保険業者（関東財務局長（少額短期保険）第 16 号）として発足し、平成 20 年 4 月 1 日に営業を開始致しました。

当社は「全国賃貸管理ビジネス協会（全管協）と連携し、保険業務を通じてお客様に安心で安全な生活に役立つサービスを提供し、保険契約者及び株主の信頼に応える」ことを経営方針とし、商品開発、募集、契約維持・管理、保険金支払等あらゆる業務を適切に遂行する態勢づくりに邁進して参りました。

平成 21 年 12 月には、あいおい損害保険株式会社（現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）との業務及び資本提携を行い、全管協と合わせた安定株主体制を構築し、持続的な成長と企業価値の向上の実現に向け体制を整えてまいりました。

営業開始以降、順調に成長を遂げ、平成 22 年度決算は保有契約件数 825 千件、経常収益 14,781 百万円（内保険料 7,952 百万円）、当期純利益 268 百万円、総資産 3,643 百万円、純資産 1,362 百万円という状況にあります。

経済の減速、少子高齢化が進む中、成熟化が見込まれる日本の保険市場において、生き残りをかけ保険会社は合併を繰り返し、効率化の追求を進めております。一方で市場は急速に多様化しており、特にリテールマーケットにおける保険ニーズに着目し、その供給体制を考え、必要な商品を考えるというビジネスモデルも大変重要な戦略に位置付けられると判断します。そこにまさに少額短期保険業者が台頭してきた理由があります。

当社は、このような環境の中、生き残りかつ発展していくためには、他の少額短期保険業者と連携を図ることにより、市場のニーズに即した商品・サービスを提供することが最善との判断に至り、持株会社体制に移行することといたしました。

持株会社体制移行後は、持株会社の経営管理機能のもと、傘下の少額短期保険業者が市場に即した機動的な事業展開と事業運営を行い、持続的な成長と競争力の強化を目指します。そして、グループ全体でシナジー効果を発揮することにより企業価値を増大し、少額短期保険業界の健全な発展に寄与するとともに、保険契約者の皆様の安心で安全な暮らしの実現に貢献してまいります。

(2) 持株会社体制への移行手順

当社は、次に示す方法により持株会社体制への移行を実施する予定です。

[ステップ 1] 株式移転による持株会社設立

本株式移転により持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社となります。

[ステップ 2] 持株会社設立後の体制

持株会社設立後は、他の少額短期保険業者との連携を図り、グループとしての経営資源の効果的配分を行うために、組織再編手法等を用いてグループ企業の戦略的再編を速やかに実施してまいります。具体的内容については決定次第お知らせいたします。

2. 株式移転の要旨

(1) 株式移転の日程

株式移転計画書作成承認取締役会 平成 23 年 9 月 5 日 (月)

株式移転計画承認臨時株主総会 平成 23 年 9 月 7 日 (水)

保険業法に基づく少額短期保険持株会社の設立承認日 平成 23 年 10 月 17 日 (月)

持株会社設立登記日 (本株式移転効力発生日) 平成 23 年 10 月 17 日 (月)

(2) 株式移転に係る割当ての内容 (株式移転比率)

	株式会社全管協 S S I ホールディングス (株式移転設立完全親会社・持株会社)	株式会社全管協共済会 (株式移転完全子会社・当社)
株式移転比率	1	1

(注)

① 株式の割当比率

株式会社全管協共済会の普通株式 1 株に対して、設立する持株会社の普通株式 1 株を割当交付します。

② 株式移転比率の算定根拠

本株式移転におきましては、当社単独の株式移転によって完全親会社 1 社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有する当社普通株式 1 株に対して、持株会社の普通株式 1 株を割当交付することとしました。

③ 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記②の理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

④ 株式移転により交付する新株式数

20,000株

- (3) 株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 株式移転の当事会社の概要（平成 23 年 3 月 31 日現在）

(1) 名称

株式会社全管協共済会

(2) 所在地

東京都中央区八重洲 2 丁目 1 番 5 号

(3) 代表者の役職・氏名

代表取締役社長 小花 和人

(4) 事業内容

少額短期保険業（関東財務局長（少額短期保険）第 16 号）

(5) 資本金

1,000 百万円

(6) 設立年月日

平成 19 年 10 月 25 日

(7) 発行済株式数

20,000 株

(8) 決算期

3 月 31 日

(9) 大株主及び持株比率

全国賃貸管理ビジネス協会 65%

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 35%

(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績

純資産 1,362 百万円（保険業法上の純資産 1,425 百万円）

総資産 3,643 百万円

1 株当たり純資産 68,139 円

経常収益 14,781 百万円

内保険料収入 7,952 百万円

経常利益 431 百万円

当期純利益 268 百万円

1 株当たり当期純利益 13,417 円

4. 株式移転設立完全親会社の状況

(1) 名称

株式会社全管協 S S I ホールディングス

(英文名：Zenkankyo Small Amount and Short Term Insurance Holdings, Ltd.)

(2) 所在地

東京都中央区八重洲2丁目1番5号

(3) 代表者及び役員の役職・氏名

代表取締役社長	小花 和人
常務取締役	仁木 邦昭
取締役	池上 千秋
取締役（社外）	高橋 誠一
取締役（社外）	高橋 敏幸
取締役（社外）	川口 雄一郎
常勤監査役	丹野 與平
監査役（社外）	田村 宏次
監査役（社外）	高橋 宣之
監査役（社外）	境田 大作
監査役（社外）	佐野 修造

(4) 事業内容

少額短期保険業者の経営管理及びそれに付帯する業務

(5) 資本金

1,000 百万円

(6) 決算期

3 月 31 日

5. 今後の見通し

本株式移転の実施に伴い、当社は持株会社の完全子会社となります。これにより、当社の業績は完全親会社である持株会社の連結業績に反映されることとなります。なお、本株式移転による業績への影響は軽微であります。

以 上